KOYANO CONSULTING GROUP

小谷野会計グループ
〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-22-1
代々木1丁目ビル 14 階
TEL:03-5350-7435 FAX:03-5350-7436

《会計・税務の知識》 税務署の情報収集力(お尋ね[1])

はじめに

前回まで、税務署の情報収集方法として、支払調書、源泉徴収票などの概要を紹介しました。今回は法定調書などにより収集した情報に基づいて税務署から送付される書類として「海外送金等に関するお尋ね」について概説します。

1.税務署から「お尋ね」がきた！

税務署から「○○に関するお尋ね」という文書が届くことがあります。例えば、不動産を売買したときや消費税の課税事業者となったとき、確定申告の内容について、相続・贈与があった場合など税金に関するできごとが生じたときに届きます。この「お尋ね」は税務署から任意に提出を求めるものです。

2.お尋ねの内容（海外送金等に関するお尋ね）

		送金・受領年月日	送金･受領金額	相手先	国内金融機関	
1	送金	2017/7/1	100,000(USD) 円	****	○ ○	銀行 支店
2	送金	2017/7/31	200,000(USD) 円	****	△ △	銀行 支店

税務行政につきましては、日頃からご協力をいただきありがとうございます。
さて、税務署では、国外で得た所得があるか等を確認するために、国外送金等を行っている方にその送金の内容をお尋ねさせていただいております。
また、税務署では適正な申告と公平な課税の実現を図るため、様々な経済取引についてお尋ねをさせていただくことで、各種の資料情報の収集に努めています。
つきましては、あなたが行った下記の国外送金等に関し、同封の回答用紙に該当事項をご記入の上、○月○日まで（目安として 10 日～2 週間程度）にご回答くださいますようご理解とご協力をお願い申し上げます。
また、お手元にある書類によりお尋ねの内容が確認できる場合には、その写しにより回答に代えていただいても結構です。
なお、国外で得た所得を申告していない場合、確定申告又は修正申告の手続きが必要となることがあります。

3.どうやって把握したのか？（国外送金等調書）

銀行などの金融機関は、国外への送金や国外から受領した金額が 100 万円を超えるもの（平成 21 年 4 月より提出基準が 200 万円超から 100 万円超へ引き下げ）について、送金者と受金者の氏名・住所、取引金額、マイナンバー（法人番号）などを記載した調書（国外送金等調書）を提出する義務があります。これは、以前にご紹介した法定調書の一種であり、金融機関から税務署に国外送金等調書が提出されることで、税務署が把握するという仕組みになっています。国外送金等調書は為替取引が行われた月の翌月末までに提出することが義務付けられており、国税庁レポート 2017 による平成27年事務年度における国外等送金等調書の提出枚数は約 642 万枚です。

平成　年分　国　外　送　金　等　調　書

4.外国送金の際の告知

外国へ送金する場合には「外為送金依頼書兼告知書」「国際送金請求書兼告知書」（金融機関により異なる）を金融機関へ提出する必要があります。この送金依頼に告知書が含まれており、これらを提出した情報に基づき金融機関は税務署へ国外送金等調書を提出することになります。

おわりに

税務署から「お尋ね」が届いた場合には、同封されている回答書や関連する書類（契約書や明細書）を添付の上速やかに回答し、何も問題がないことを説明できれば税務調査などに発展せず解決することが多いです。今回は「海外送金等に関するお尋ね」をご紹介しましたが、その他にも数十種類のお尋ねがあります。随時ご紹介したいと思います。　（担当：齋藤）

©KOYANO CONSULTING GROUP 無断転載・引用禁止